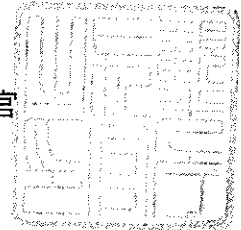




観 参 第 2 1 7 号
平成 3 0 年 9 月 1 2 日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁長官



旅行業法施行要領の改正について

平成30年3月30日付観観産第873号で、「新たな時代の旅行業法制に関する検討会 経営ガバナンスワーキンググループ とりまとめ」（平成29年8月31日）を踏まえ、旅行業法施行要領を改正し、通知したところですが、第2号様式について、新規登録、変更登録用を追加しましたので、貴協会の傘下会員に対して周知をお願いします。

手続実施結果報告書

年 月 日

印

私は、（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した 年 の第1種旅行業への変更登録申請書（以下「申請書」という。）における、旅行業の変更登録申請のために必要な 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に関連する事項について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、「旅行業法第6条の4第2項において準用する同法第6条第1項第10号」及び「同法施行規則第3条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として確認することを目的とするものであり、全体としての申請書を対象とするものではない。

申請書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「旅行業法第6条の4第1項」に規定する旅行業の変更申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

実施した手続の範囲及び内容

私は、申請書に記載されている貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（総勘定元帳等の会社が作成する帳簿）

1. 貸借対照表及び損益計算書について、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

2. 貸借対照表及び損益計算書について、確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（現金預金）

3. 貸借対照表の現金預金について、現金、預金通帳、小切手等の実際残高と総勘定元帳等の会社が作成する帳簿の帳簿残高を突合した。

手続実施結果報告書

年 月 日

印

私は、（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した、 年の第1種旅行業の新規登録申請書（以下「申請書」という。）における、旅行業の新規登録申請のために必要な 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に関連する事項について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、「旅行業法第6条第1項第10号」及び「同法施行規則第3条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として確認することを目的とするものであり、全体としての申請書を対象とするものではない。

申請書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「旅行業法第3条」に規定する旅行業の新規登録申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

実施した手続の範囲及び内容

私は、申請書に記載されている貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（総勘定元帳等の会社が作成する帳簿）

1. 貸借対照表及び損益計算書について、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

2. 貸借対照表及び損益計算書について、確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（現金預金）

3. 貸借対照表の現金預金について、現金、預金通帳、小切手等の実際残高と総勘定元帳等の会社が作成する帳簿の帳簿残高を突合した。

手続の実施結果

(総勘定元帳等の会社が作成する帳簿)

1. 総勘定元帳等の会社が作成する帳簿に基づき、貸借対照表及び損益計算書が作成されていることが確認された。

(貸借対照表及び損益計算書)

2. 貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(現金預金)

3. 貸借対照表の現金預金について、実際有高と帳簿残高が一致していることが確認された。

業務の特質

上記の手続は、「旅行業法第6条」及び「同法施行規則第3条」に基づき実施したものであり、全体としての申請書その他の各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、これらの申請書及び各記載事項について、いかなる結論の報告も、また保証を提供することもしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない。

配布及び利用制限

本報告書は、会社の 年の旅行業の新規登録申請書に関連して作成されたものであり、登録申請以外の目的で使用されてはならず、配布及び利用されるべきものではない。